## 日本司法支援センター中期計画

- 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置(1) 総括
  - ① 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。
  - ② 全国の地方事務所(地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。)単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。
  - ③ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。
  - ④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努める。

常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。

常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

- (2) 情報提供·関係機関連携強化
  - ① 地方事務所単位で、平均 6 8 以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力 関係を構築する。
  - ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数(※)を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 (※)連携指数

例えば、連携の度合いを1~4に分類し、

(各関係機関の連携指数の総和)÷(関係機関の総数×4)×100

## (3) 民事法律扶助

- ① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは 巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。
- ② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用 者等に対するアンケート調査を実施する。

### (4) 国選弁護人確保

捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢を全国的に均質に確保するため、 捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁 護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、 又は巡回させる。

### (5) 司法過疎対策

地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか 1 名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。

### (6) 犯罪被害者支援

- ① 地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。
- ② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数(※)を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。

### (※) 連携指数

例えば、連携の度合いを1~4に分類し、

(各関係機関の連携指数の総和)÷(関係機関の総数×4)×100

### 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 総括

- ① 支援センターは、
  - 国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁 護人確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化

- 効率化
- ・ 常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、 その時々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の 合理化・効率化
- ・ 業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率 化

をそれぞれ図ること等を予定している。支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。

また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。

- ② 業務運営の効率化により、一般管理費(人件費を除く。)の節減を行う。
- ③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。
- (2) 情報提供·犯罪被害者支援·関係機関連携強化
  - ① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。
  - ② 関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。
- (3) 民事法律扶助・国選弁護人確保 業務処理の効率化を図るため、
  - ・ 所要の常勤弁護士を確保する。
  - ・ 常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置 を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整

備する。

- 複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。
- (4) 司法過疎対策

支援センターの業務の補完性(民業圧迫の回避)及び効果的・効率的な業務 運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地 域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、 必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観 点から適時適切に見直しを行う。

- 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (1) 情報提供
    - ① 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。

インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を 両立させる。

利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で 平均4以上の満足度の高い評価を得る。

- ② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。
- (2) 民事法律扶助
  - ① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること (これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔 地居住の申込者について書面審査を活用するなど)などにより、援助申込み から代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。
  - ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を 有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。
  - ③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、 各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象 とする研修を実施する。
  - ④ 平成21年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。
- (3) 国選弁護人確保

- ① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。
- ② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。
- ③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。

### (4) 犯罪被害者支援

① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

- ② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。
- ③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保 する。
- ④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

## (5) 司法過疎対策

常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の 民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。

(6) 関係機関連携強化

地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。

4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙のとおり

### 5 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

### 7 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員 研修の充実等に充てる。

- 8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設・設備に関する計画

平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の 増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。

(2) 人事に関する計画

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。

#### 中期計画予算

### (平成18年度~平成21年度)

〇全体の予算

(単位:百万円)

<u> </u>	
区 分	金額
収 入	
運営費交付金	38,318
政府出資金	351
受託収入	46,991
補助金等収入	1,811
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	30,933
事業外収入	171
計	118,575
支 出	,
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	26,386
うち人件費	17,633
物件費	8,752
	45,198
うち民事法律扶助事業経費	42,629
その他事業経費	2,569
受託経費	46,991
うち国選弁護人確保事業経費	37,352
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	9,639
うち人件費	7,543
物件費	2,096
計	118,575

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### 【運営費交付金算定ルール】

- 1 平成18年度は、次の算定ルールによる積上げ方式とする。
  - 運営費交付金= (人件費 + その他一般管理費 + 平成18年度事業経費) × α1 その他一般管理費=人当庁費 + 施設経費 + 執務体制整備等経費 + 新制度周知徹底経費 平成18年度事業経費=情報提供事業経費 + 民事法律扶助事業経費 + 司法過疎対策事業経費
- 2 平成19年度は積上げ方式とする。
- 3 平成20年度以降については、次の算定ルールによる積上げ方式とする。
  - 運営費交付金=人件費 +  $\{(その他一般管理費 + \beta) \times \alpha2 + 事業経費\} \times 消費者物価指数 人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。) + 退職手当 + 職員厚生経費$
  - その他一般管理費=人当庁費 + 施設経費 + 執務体制整備等経費 + 新制度周知徹底経費 事業経費= 情報提供事業経費 ×  $\gamma$ 1 + 民事法律扶助事業経費 ×  $\gamma$ 2 + 司法過疎対策事業経費 ×  $\gamma$ 3

## 【注記】

- 1 その他一般管理費には国選弁護人確保業務に係る経費は含まれない。
- 2 α1:設立・業務開始時における効率化減。国選弁護人確保業務に係るものも含めた総経費に比して 20%程度の削減。
  - α2: 平成20年度以降の一般管理費(人件費を除く。)についての効率化係数。同21年度までの2事業年度における一般管理費(人件費を除く。)総額の2%程度(推定)を節減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
  - β:政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
  - γ1,γ2,γ3:政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費を除く。) の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 消費者物価指数=各事業年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定。
- 3 運営費交付金収入及び事業経費には、平成21年度補正予算(第2号)により措置された、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施に係る事業費が含まれている。

### 中期計画予算

### (平成18年度~平成21年度)

〇一般勘定 (単位:百万円)

	(辛四.日7月)
区 分	金額
収 入	
運営費交付金	38,318
政府出資金	351
補助金等収入	1,811
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	30,933
事業外収入	171
計	71,584
支 出	·
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	26,386
うち人件費	17,633
物件費	8,752
事業経費	45,198
うち民事法律扶助事業経費	42,629
その他事業経費	2,569
計	71,584

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### 【運営費交付金算定ルール】

- 1 平成18年度は、次の算定ルールによる積上げ方式とする。 運営費交付金= (人件費 + その他一般管理費 + 平成18年度事業経費) × α1 その他一般管理費=人当庁費 + 施設経費 + 執務体制整備等経費 + 新制度周知徹底経費 平成18年度事業経費=情報提供事業経費 + 民事法律扶助事業経費 + 司法過疎対策事業経費
- 2 平成19年度は積上げ方式とする。
  3 平成20年度以降については、次の算定ルールによる積上げ方式とする。
  運営費交付金=人件費 + {(その他一般管理費 + β) × α2 + 事業経費}×消費者物価指数人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。)+ 退職手当 + 職員厚生経費
  その他一般管理費=人当庁費 + 施設経費 + 執務体制整備等経費 + 新制度周知徹底経費事業経費=情報提供事業経費×γ1 + 民事法律扶助事業経費×γ2 + 司法過疎対策事業経費×γ3
  【注記】
- 1 その他一般管理費には国選弁護人確保業務に係る経費は含まれない。
- 2 α1:設立・業務開始時における効率化減。国選弁護人確保業務に係るものも含めた総経費に比して 20%程度の削減。
  - α2: 平成20年度以降の一般管理費(人件費を除く。)についての効率化係数。同21年度までの2事業年度における一般管理費(人件費を除く。)総額の2%程度(推定)を節減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
  - β: 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
  - γ1,γ2,γ3:政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費を除く。) の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 消費者物価指数=各事業年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定。
- 3 運営費交付金収入及び事業経費には、平成21年度補正予算(第2号)により措置された、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施に係る事業費が含まれている。

## 中期計画予算

(平成18年度~平成21年度)

# 〇国選弁護人確保業務勘定

0日と7段八曜休末初めた	(十日:日231 3/
区 分	金額
収 入	
受託収入	46,991
計	46,991
支 出	
受託経費	46,991
うち国選弁護人確保事業経費	37,352
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	9,639
うち人件費	7,543
物件費	2,096
計	46,991

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 収支計画

# (平成18年度~平成21年度)

○全体の収支計画

区 分	金額
費用の部	118,575
経常費用	118,575
事業経費	45,198
うち民事法律扶助事業経費	42,629
その他事業経費	2,569
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	26,386
うち人件費	17,633
物件費	8,752
受託経費	46,991
うち国選弁護人確保事業経費	37,352
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	9,639
うち人件費	7,543
物件費	2,096
減価償却費	_
財務費用	_
臨時損失	-
収益の部	110 575
運営費交付金	118,575 38,318
連呂貞文刊 並   政府出資金	35,318
吸剂山貝並   受託収入	46,991
支配収入   補助金等収入	1,811
補助並守収入   事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	30,933
事業収入(氏事法律状助順選並収入を含む。)   事業外収入	171
孝未クトヤス八	171
純利益	0
目的積立金取崩	_
総利益	0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 収支計画

# (平成18年度~平成21年度)

〇一般勘定	(単位:百万円)
区 分	金額
費用の部	71,584
経常費用	71,584
事業経費	45,198
うち民事法律扶助事業経費	42,629
その他事業経費	2,569
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	26,386
うち人件費	17,633
物件費	8,752
収益の部	71,584
運営費交付金	38,318
政府出資金	351
補助金等収入	1,811
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	30,933
事業外収入	171
純利益	0
目的積立金取崩	_
総利益	0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 収支計画

# (平成18年度~平成21年度)

## 〇国選弁護人確保業務勘定

0日 2月 6八 曜 休 木 初 回 た	\	· 11/2/11/
区 分	金額	
費用の部		46,991
受託経費		46,991
うち国選弁護人確保事業経費		37,352
国選弁護人確保業務に係る一般管理費		9,639
うち人件費		7,543
物件費		2,096
収益の部		46,991
受託収入		46,991
純利益		0
目的積立金取崩		_
総利益		0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

# (平成18年度~平成21年度)

〇全体の資金計画

区 分	金額
資金支出	118,575
経常費用	118,575
業務活動による支出	118,224
投資活動による支出	0
財務活動による支出	351
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	118,575
業務活動による収入	118,224
運営費交付金による収入	38,318
受託収入	46,991
その他の収入	32,915
投資活動による収入	0
財務活動による収入	351
政府出資金による収入	351
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 資金計画

# (平成18年度~平成21年度)

〇一般勘定

区 分	金額
資金支出	71,584
経常費用	71,584
業務活動による支出	71,233
投資活動による支出	0
財務活動による支出	351
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	71,584
業務活動による収入	71,233
運営費交付金による収入	38,318
その他の収入	32,915
投資活動による収入	0
財務活動による収入	351
政府出資金による収入	351
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 資金計画

# (平成18年度~平成21年度)

# 〇国選弁護人確保業務勘定

0日25月段八曜休木初間た	(十四・ログ) 1/
区 分	金額
資金支出	46,991
経常費用	46,991
業務活動による支出	46,991
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	46,991
業務活動による収入	46,991
受託収入	46,991
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

<sup>※</sup>各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。